

平成27年度 第2回 岸和田市社会福祉審議会 会議録

会議名	第2回 岸和田市社会福祉審議会
日時	平成28年2月17日（水）午後2時15分～午後3時35分
場所	岸和田市立 福祉総合センター 1階 大会議室
出席委員	松端委員、久禮委員、谷口委員、上月委員、大浪委員、吉田委員、羽室委員、長谷川委員、清時委員、笹部委員、田中委員 以上11名
欠席委員	大川委員、中井委員、宮本委員、昼馬委員 以上4名
事務局	福祉政策課：森下保健福祉部理事兼課長、重田福祉総合センター整備担当参事、鈴木高齢福祉担当主幹、忠野高齢福祉担当主査 障害者支援課：上田課長、西河調整参事 保育課：西村課長、溝端調整・施設整備担当参事、大倉施設運営担当主幹 建築住宅課：松本建設部理事兼課長、生嶋建築担当主幹、寺埜設備担当主幹、久禮担当員 ㈱ 梓設計：山下、松石、永井
関係課	介護保険課：北本課長 健康推進課：濱崎課長
傍聴者	4名
次第	1 開会 2 議事 （1）新福祉総合センターの整備について （2）岸和田市高齢者等入浴支援モデル事業（仮称）の実施について （3）その他 3 閉会
配付資料	○次第 ○岸和田市立新福祉総合センター新築工事説明資料 ※審議会後に回収 ○岸和田市高齢者等入浴支援モデル事業（仮称）の概要

## 【議事内容】

### 1 開会

- 会議録作成用録音の承諾
- 傍聴者数の報告（4名）
- 傍聴者への遵守事項等の依頼
  - ・ 審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則第4条第4項の規定
  - ・ 審議会終了後の資料の回収
- 会議成立の報告
  - ・ 社会福祉審議会規則第6条第2項の規定
- 資料確認

## 2 議事

### 【議事録署名委員の指名】

(会 長) 最初に議事録の署名委員を選任します。本日の署名委員は上月委員と大浪委員にお願いします。

### 【事務局説明・質疑応答】

(会 長) 本日の主な議事は「残地整備計画も含めた岸和田市立新福祉総合センターの整備」、「岸和田市高齢者等入浴支援モデル事業（仮称）の実施」についてです。よろしくお願いします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、議事1の新福祉総合センターの整備についてご説明させていただきます。

最初に、審議会の開催は当初12月頃を予定しておりましたが、今回の開催が年度末近くになりましたことをお詫び申し上げます。このような日程となりましたのは、昨年10月に実施しました新福祉総合センター新築工事の入札が不調となり、その後に改めて入札を実施したことによるものでございます。入札を再度行うにあたりまして、基本的には建物についての施設の規模の変更は行わず、一部の仕様変更と入札方法の再検討などで対応したところです。

1月中旬に実施いたしました入札では、「岩田地崎・矢野特定建設工事共同企業体」が落札いたしました。

この後の市議会において、ご承認をいただいてから契約締結、着工となります。本日は、この後、これも踏まえた工事の予定などをご説明させていただきます。具体的な個々のご説明は新福祉総合センターの設計担当からさせていただきますが、先ず、前回から若干変更した点をご説明申し上げます。

外構計画におきまして、現在の建物から山手側の駐車場部分の残地部については、この場所は現在、市庁舎の移転先の第一候補地であり、その建設条件の整理などが進められていることから、庁内で再検討いたしました結果、前回の審議会でお示しいたしました芝生広場などの案を少し変更し、構築物は設置せず、芝生などのオープンスペースとして整備したいと考えております。その中に土の部分の設け、グラウンドとして使用したいと考えております。

また、前回の審議会では、この芝生広場などを周回する構内道路の案をお示したため、利用者が広場に入る際の事故のリスクについてのご指摘もいただきましたが、今回の案ではオープンスペースやグラウンドの区域を避けた形で周回道路を設置し、また駐車場の東側には植栽帯を設けて、可能な限り車と歩行者の分離を図る計画に変更しております。このエリアの樹木については、可能なものは残す計画です。

また、先ほど申し上げましたが、間もなく契約予定となっております今回の新築工事の契約の中には、この残地部の整備は含まれておりませんので、状況に合わせて進めて参りたいと考えております。

それでは、設計担当からご説明申し上げます。

(設計担当) 本日は、前回の審議会での残地整備の説明内容に引き続き、その具体的な方針について説明させていただきます。

工事工程として、平成28年3月の市議会で工事契約の承認後、「岩田地崎・矢野特定建設工事共同企業体」が新築建物の本体工事を進めます。平成28年3月から平成29年6月の間、工事を予定しております。その後、平成29年7月から平成30年3月まで、残地整備として、現在の本館と分館の建物を解体し、残地を整備いたします。

本日はこの残地整備工事を主にご説明いたします。

残地整備工事は、既存建物を解体する工事とその場所を整備する工事の大きく2つの工程となっております。

オープン後の新福祉総合センターを使用しながら、その他の建物を解体し、残地を整備していきますので、新センターを利用される方々の安全面に配慮しながら、駐車場の整備を段階的に3つの工程に分けて工事を進めていく予定でございます。

第1段階では、新福祉総合センターのエリア以外の部分に仮囲いを行います。ただし、現在利用されている駐車場も合わせて130台分の駐車場を確保するため、現在の本館南側駐車場に車が通れるルートを先行して確保します。

新センターへの車の出入りは、現在と同様の北側隣接道路の岸和田駅東停車場線側からとなっております。その隣に工事用車両の出入口もありますが、ガードマンを配置し、利用者の安全面に配慮します。南側隣接道路の岸和田泉光寺線側は人と自転車のみを想定しています。

次の第2段階の工程では、現在の本館と分館を解体し、新センター側に一体的に利用していただくように駐車場を先行して整備します。その駐車場が整備された後、現在利用されている駐車場は廃止となります。この時点での駐車場は乗降スペースも含めて152台分となります。この場合も新センター利用者の車は岸和田駅東停車場線側から出入りし、その隣に工事用車両の出入口も設けます。先行して新センター側に一体的に駐車場が整備された後、最終的に新センターのエリアとそれ以外のエリアは完全に分割されることとなります。

その後は、第3段階の残地を整備する工事となります。この頃には大型車両があまり通行しない時期となりますので、仮囲いについては圧迫感の軽減なども含めて安全対策を施しながら段階的に閉塞感を無くすよう配慮します。

次に残地整備後の計画について説明させていただきます。

新センターの利用者の車の出入口は、現在と同じ岸和田駅東停車場線側からとなり、入場する車と退場する車の車線を分け、岸和田駅東停車場線の入場待ちの車の渋滞をなくすため、料金ゲートは中に引き込み、新センター駐車場の手前に設置します。入場と退場の車線を分け、それぞれの出入口を設け、インとアウトを完全に分けることで渋滞の緩和を図る配慮をしました。

前回の審議会ではオープンスペース及びグラウンドを周回する構内道路の案でしたが、新センター側に構内道路を寄せて、オープンスペース及びグラウンドの利用者と車を明確に分けるという考えの下、安全対策、安全管理に配慮しました。また、オープンスペース及びグラウンドの樹木は本館及び分館の解体の

際、影響の無い樹木は可能な限り残したいと考えております。現在利用されている方にとって全く変わった印象にならないように、グラウンドは現在のグラウンドと近い場所に設置を予定しております。

なお、本日の資料の巻末3ページ分は各階の平面図でございますが、前回の審議会で説明させていただいた内容と変更はございませんので、詳細のご説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。

(会 長) 今回は残地の整備ということで、議事1の新福祉総合センターの整備について現在の本館と分館を解体して残地を整備する計画について説明いただきました。

前回の審議会では、オープンスペース及びグラウンドの周りに構内道路があると利用者にとって危険ということでしたが、本日はそれに配慮した案になりました。

また、岸和田駅東停車場線の入場待ちの車の渋滞を解消するため、駐車場のゲートを現在の場所から奥に設置する案になっております。

これから、この内容で工事に入るといことでしょうか。

(事務局) 現在、新福祉総合センターの新築工事の入札が終わった段階でありまして、新築工事の契約を3月上旬に市議会でご審議いただき、ご承認後に本契約の締結となります。3月中に工事着工の予定となっております。

補足で説明させていただきますと、平成28年3月に工事着工し、平成29年6月末までに新センターが完成する予定であり、その後、7月から機能の移転期間となります。ただし、新築建物の竣工のタイミングなどがまだ定まっておられませんので、平成29年7月頃となるように適切なスケジューリングを行い、機能移転を進めたいと考えております。

また、現在の福祉センター、パピースクール、いながわ療育園、サン・アビリティーズの全ての機能が一斉に移転するなどの詳細も決まっておりません。新たな複合施設ですので、それぞれの機能ごとに移転のタイミングが異なる可能性もありますが、平成29年7月頃、新センターに移設し、その後、残地の整備に入りたいと考えております。

(会 長) 新築工事は平成29年6月末まで行い、その後、引越しとなり、建物の解体となるということですね。

何かご意見、ご質問はありますか。

(委 員) 当初の広場を周回する構内道路の計画案を変更し、危険防止のため歩行者と車の分離を図られたことを評価いたします。

また、駐車場を時系列に沿って上手に段階的に整備していく計画であることも評価いたします。

(会 長) 他にご意見、ご質問はございますか。  
無いようですので、議事2に進みたいと思います。

(会 長) それでは、議事2について事務局から説明してください。

(事務局) 議事2についてご説明させていただきます。

この岸和田市社会福祉審議会は、条例に規定されている担当事務として、「社会福祉に関する事項についての調査審議に関する事務」となっております。これまでは、新福祉総合センター整備が非常に重要な優先課題でしたので、これに特化した議事となっておりましたが、今回は、本市において新たなモデル事業を実施したいと考えている案件について、委員の皆様方からのご意見を頂戴したいと思います。

それでは、「岸和田市高齢者等入浴支援モデル事業（仮称）」について、ご説明申し上げます。

先ず、モデル事業実施の検討に至った経緯などをご説明いたします。

全国的に進んでおります少子高齢化を背景に、本市におきましても人口は減少傾向にあるにもかかわらず、高齢化の進展と共に、介護が必要となる高齢者の方が増加しております。中でも軽度者といわれる要支援1、2、要介護1の認定者数が増加しており、介護サービスの充実と併せて、できる限り介護サービスを必要としないで自立した生活が継続できることを目的とする「介護予防」の取り組みの重要性が増してきております。

介護予防事業には様々な取り組みがありますが、そのなかで、自宅で入浴が困難な方々に、入浴の機会を提供することは大きな意義があると考えております。本市では、平成26年度まで「さわやか生活事業」の一環として、毎月15日に65歳以上の方が浴場組合加盟の一般公衆浴場に無料で入浴できる事業を実施してきており、先ほど説明しました介護予防の役割も一定は果たしてきたと考えております。

しかし、公衆浴場自体の減少により浴場の偏在が進み、これまでご協力いただいていた浴場組合からも事業の継続が困難という申し出もあり、昨年の平成26年度末で本事業は終了いたしました。

その後、特定高齢者と呼ばれる「介護が必要となる可能性の高い高齢者」に対する、効果的な介護予防としての入浴機会の提供方法を検討して参りました。岸和田保健所にも相談しながら、今般、モデル事業として実施するべくその案がまとまりましたので、委員の皆様からご意見を頂戴いたしまして、その後、事業を開始したいと考えております。

あくまでもモデル事業として実施したいと考えておりますので、その効果の検証や今後の事業の在り方の検討をしながら進めて参りたいと考えております。それでは、事業の概要につきまして、担当からご説明いたします。

それでは、事業の概要などについて、説明させていただきます。  
議事（2）と記載された資料をご覧ください。

先ず、1ページは先ほど説明させていただきました経緯や主旨になります。この事業は、特定高齢者が要介護状態に陥らないようにデイサービスセンターに自力で来所していただき、入浴機会の提供やその他の介護予防プログラムなどを試行的に受けることを通して他の方との交流などを図り、運動機能の向上や自宅での閉じこもり防止、認知症の防止などを図ることを目的としております。なお、事業の実施にはデイサービスセンターの協力が必要になりますので、昨年3月に市内のデイサービスセンターに意向調査などのアンケートを実施しました。約1年前の状況ですので、現時点では若干、各デイサービスセンターの意向が変わっている可能性はありますが、当時のアンケートの結果としましては、86施設のうち、22施設から協力したい、または協力について前向きに検討したいとご回答をいただきました。残りの64施設については、余剰人員が確保できない、設備が対応できないなどの理由により、事業に協力できないとご回答をいただきました。

次に2ページをご覧ください。

事業の対象者については、先ほど説明させていただきました通り、現在は自立していますが、今後、介護認定の要支援や要介護状態となる可能性が高い特定高齢者を対象としております。入浴支援による介護予防を目的としていることから、自宅に入浴設備が無い方や、浴室がフラットでないなどの理由により、自宅での入浴が困難な方を対象としております。

また、運動機能の向上も目的としておりますので、原則、実施施設にご自身で来所できる方を対象としております。

次に事業の実施メニューについてご説明いたします。2ページのフロー図をご覧ください。

事業にご協力いただけるデイサービスセンターは、本市に実施施設として登録していただきます。その後、事業の利用希望者が実施施設に利用者の登録を行います。利用日の決定などの具体的な調整につきましては、利用者の実施施設の間で調整を行っていただき、事業を利用していただきます。

事業の実施後は、実施施設から市へ実績報告をいただき、市が実施施設に対して謝礼として報償金を支払いするという流れになります。

次に、3ページをご覧ください。実施の際の留意点などについてご説明させていただきます。

利用者登録についてです。本事業はモデル事業として試行的に実施することと市の予算との兼ね合いもございまして、一施設における登録者数は概ね10名を最大としております。また、事業の利用回数は1人当たり概ね週2回、月8回程度を限度としております。ただし、この上限につきましては概ねとした設定ですので、市と実施施設の間で協議した結果、状況によって上限を超えて利用していただく場合もあると考えております。

次に4ページをご覧ください。

市から実施施設にお支払いする報償費についてご説明いたします。

報償費の支払いに関して、実施施設から毎月、市に対して実績報告を提出していただくことを想定しております。この際の実績報告書は、単に実施した回数

のみではなく、実施した時に配慮を必要としたことや気付いた点、本人の状況などについてもご報告いただけるような書式を想定しております。

なお、報償費の額は利用者1人1回の利用につき200円の支払いを想定しております。

次に利用者の自己負担についてご説明いたします。

実施施設において、石鹸やシャンプーなどの消耗品であるとか、備品類の使用などに関して、実費の徴収を必要と判断される時は実施施設の判断で、利用者から440円を限度として任意に徴収できることにしております。実施施設が実費徴収を必要としない時は利用者が負担する額などはございません。

なお、この440円の設定につきましては、大阪府が指定する公衆浴場の入浴にかかる統制料金を参考にしております。

その他の実施手順として、事故対応、個人情報の管理などに関しては、4ページと5ページに記載している通りです。

この事業は事業内容の検証によりその効果を図り、事業の可否や見直しなどを検討するためにモデル事業としての実施を予定しております。

事業実施内容の検証方法については、現段階ではあくまで予定ですが、特定高齢者かどうかを判定する際に用いる「基本チェックリスト」を利用して、利用者の生活機能状態の改善状況などを検証したいと考えております。

このチェックリストは「買い物ができるか」、「転倒せずに歩けるか」などの日常生活上必要となる基本行動についての確認や、認知機能チェックのための物忘れ状態などの確認、充足感などのうつ状態チェックの確認などの25のチェック項目がございます。

これによって、年1回程度、各実施施設において調査していただき、市において集計し検証したいと考えております。

説明は以上です。

(会 長) 高齢者の入浴支援事業が昨年度に終了したので、新たな事業として、市内のデイサービスセンターでモデル事業を実施するということですが、何箇所が協力がいただけるのですか。

(事務局) 86施設中の22施設が協力したい、または協力について検討したいとご回答をいただいております。

(会 長) 市内のデイサービスセンターの協力を得ながら在宅の自立した高齢者に登録していただき、一施設10名が週2回程度をモデル事業として利用し、その有効性を検証していくということですね。  
ご意見やご質問はありますか。

(委 員) 事業の利用見込み者数はどの程度ですか。

(事務局) 平成26年度まで実施しておりました「さわやか生活事業」に関してですが、ご協力いただいております岸和田浴場組合に加盟の銭湯が6箇所であり、1箇所当たり75名の利用となっておりまして、その全員が特定高齢者でないことを考慮すると200人から300人程度の利用者数になるのではないかと考えております。

(委員) 今、特別養護老人ホームのデイサービスセンターにレクレーション行事の支援ボランティアに参加していますが、デイサービスセンターの現場は非常に厳しいものがあり、行政支援を問わず、ボランティアからも有形無形を問わず、支援そのものがが必要です。効果を検証するために適正な額の報償費でなければならないと考えますが、現在、施設が協力してみようという状態ですので、施設の協力する姿勢を引き出すためにも報償費をもう少し引き上げてはどうかと思います。利用者の自己負担を低くしようとすると、報償費を上げるしかないと思います。予算が関係していることも理解できますが、事業を活性化させ、高い効果を目指すためにも報償費の額を再検討してはどうでしょうか。また、利用者の入浴を支援するボランティアが他の支援でも関わることにより、この入浴支援モデル事業が更に効果をあげられると思われまますので、社会福祉協議会と協力してボランティアをもっと活用できる体制づくりを行っていただきたいと思っております。

(事務局) 現時点での事務局の考えを説明させていただきます。報償費は、ご協力いただいたデイサービスセンターへの謝礼ということを考えており、やはり予算を考慮した額となっております。まずはモデル事業として開始しますので、その後、効果が高いと判断されれば、効果を勘案しながら事業規模を見直して実施していきたいと考えております。自己負担につきましては、現在、同じような事業を既に施設の独自の取組みとして実施している施設もございまして、シャンプーや石鹸の代金として100円、200円を徴収している施設もあるとお聞きしましたが、必ず利用者へ自己負担額を徴収させていただくことを想定したわけではなく、実態に合わせて取り扱っていただくということでございます。ご協力いただける施設にもご意見をいただきながら、進めて参りたいと考えております。そして、ボランティアにつきましても各施設から細かなご意見をいただきながら、事業開始に向けて進めて参りたいと考えております。

(委員) ご配慮いただけたらと思っております。他の提案としまして、登録施設で利用者が1人でもおれば、例えば月1万円の定額の報償費を支払うなどの、ベースとしての報償費も設定した方が、施設は事業に協力しやすいと思っております。事前に資料を郵送していただいたので、ボランティアに参加している関係で複数の施設にこの事業について聞いたところ、事業の利用者数を見込めないと施設の持出しが大きくなることを懸念されているようでした。安定した運営を考えた場合、ベースとしての報償費と成績によ



る報償費という取り扱い方も有効ではないかと思えます。

(会 長) 他にご意見、ご質問がありますか。

(委 員) 先ほど、事業の利用見込み者数を報告していただきましたが、この事業を実施していただく施設へ利用者が自力で通所することが基本となっています。事業を実施する施設は、利用したいと思っている高齢者が通所できる場所にあるのが少し気になります。

また、デイサービスという高齢者が利用する施設なので、インフルエンザや感染症などの懸念があります。ご本人が気付いていない場合、衛生管理を施設側に求めるのでしょうか。それとも、利用する高齢者の自己判断とするのでしょうか。

(事務局) 先ず、1つ目のご質問について、利用希望者と施設の場所は必ずしもマッチングしない可能性があることも想定しておりますが、幸いにもデイサービスセンターは市内にかなりございまして、先ほどの調査させていただいた施設が86箇所と説明しましたが、その後、若干増えていることもあり、何とかお近くの施設で利用できるように市からも事業への協力を要請し、利用促進を図っていきたいと考えております。

次に、衛生管理の面につきましては、この制度の仕組みの中では基本的に利用者の自己責任であると考えております。全ての責任を施設に負っていただくこととなりますと施設ではそれなりの体制をとる必要があります、施設の空き時間に事業を実施していただくという当初の趣旨から外れてしまいます。利用者が感染症などではないと確認した上で申し込んでいただくことを想定しておりますが、完全に割り切れない部分もございまして、施設のご協力も仰ぎながら、ご意見をいただき、最終的に詰めていきたいと考えております。

(会 長) 施設と利用者とのマッチングは、他の自治体の事業も参考にしながら実施していくということでしょうか。

衛生管理については難しいでしょうが、今後、実施施設と詳細に協議していくことということですね。

(委 員) 施設の報償費の設定のお話がありましたが、予算もあまり使えない点や、老人福祉法を踏まえて利用される高齢者にもなるべく負担を少なくする必要があるなどの様々な問題があろうかと思えます。

市から施設へ多額の報償金を支払うのではなく、利用者も施設もそれぞれに負担が必要ではないかと考えます。86施設のうち、22施設しか事業への協力に手を挙げていませんが、それには各施設の事情もあろうかと思えます。介護事業所としてもっと他にしなければならないこともあろうかと思えます。様々なことを配慮しなければ、老人福祉法を踏まえた高齢者の浴場支援は成り立たないと考えます。

- (事務局) 老人福祉法上の浴場は、老人福祉センターとして備えるべき機能であり、新センターでも浴場を設けることが決まっております。
- なお、公衆浴場法の規定に基づき不特定多数の方が入浴できる浴場は「業」とした公衆浴場になるということです。
- 今回の高齢者等入浴支援モデル事業は公衆浴場法に抵触しないように工夫し実施します。調査した限りでは、空き時間のデイサービスセンターを利用し事業を行っている自治体は函館市と京都市の2箇所ございます。利用は事前に登録していただいた方のみであり、不特定多数の利用ではないということ、また「業」として入浴料金を徴収するのではないということ、このようにいくつかのポイントをクリアした上で、岸和田保健所にも相談し、公衆浴場法に抵触しないと確認されました。このような準備もあり、約1年間をかけ、事業実施を検討しました。利用者に自己負担をいただかないように検討したのですが、他市の事例で、消耗品として100円、200円の実費程度を徴収していることも考慮し、自己負担を徴収することにしました。
- 440円を限度とした自己負担の額は大阪府の一般公衆浴場の入浴料金であり、これは府内の統制料金でございます。今回の事業では、利用者の自己負担はこれよりも低くしたいと考えており、施設へもお願いしようと思っております。
- 徴収させていただく額として、100円から200円と考えており、最大で440円を想定しているところでございます。
- (会長) 公衆浴場は不特定多数の方が利用し公衆浴場法に基づく届出施設となりますが、これに抵触しないように利用者の登録制とするということですね。
- 利用料金についても高額とならないように実施する予定ということですね。
- その他、ご意見、ご質問はありますか。
- (委員) この福祉総合センターの場所である都市中核圏域内では多数の公衆浴場が廃業され、高齢者の方が困っています。この事業の必要性は高いと思います。
- 利用希望者の近くに実施施設がないということも考えられますので、介護保険事業者連絡会や介護保険課とも連携し、より多くの施設が事業に協力できるように働きかけをしていただきたいと思います。
- (会長) 高齢者等入浴支援事業をモデル的に実施していくということで、その後の経過や検証結果の報告なども審議会で行っていただきたいと思います。
- 他にご意見、ご質問はありますか。
- 無ければ、その他の議事として、何かご意見などございますか。
- (委員) 新福祉総合センターが、いよいよ建設されようとしておりますが、この計画の段階から新築建物内に設置することをお願いしておりました障害者歯科診療所は、残念ながら建物内には設置されないことになりました。
- 過去の審議会でご提案させていただき、お気に留めていただいている委員もあらうかと思っておりますので、現状を報告させていただきます。

障害者の口の中は悲惨なものでございまして、虫歯や歯周病などによる日常生活機能の低下や誤嚥性肺炎によって命の危険に関わるような状態になることもあります。

一方、現状では泉州地域に障害者歯科診療所は堺市に1箇所しかなく、障害をお持ちの方の歯科治療を行うには家族同伴で診療所に行くこととなり1日掛かりとなります。実際は放置されており、悲惨な状態となっております。そういったことで必要性を感じているところです。

そこで、岸和田市から岸和田市民のための障害者歯科診療所の開設を検討していただいているとお聞きしましたので、現在、歯科医師会としてもマンパワーなどの協力について検討しているところです。

(事務局) 市としましても障害者の歯科診療所の必要性は十分認識しております。障害者団体のニーズやご要望もあり、現在、検討しております。

障害者への給付金、難病者への見舞金事業を市の施策の考えであります現金給付からサービス給付への転換ということに基づき、代替え事業として障害者歯科診療所の事業実施に向けて、検討を進めているところです。

しかし、まだ設置場所も含め、条件整備が十分行われておりませんので、今後、歯科医師会をはじめ、関係機関とも協議させていただきながら、事業実施に向けて進めて参りたいと考えております。

(会長) 障害者の施策推進協議会でも課題となっております。

新センターは障害児の施設もありますので、本来はそこに付随して設置できたら良かったと思いますが、施設規模的にも設置は無理なのでしょうか。

(事務局) 歯科医師会との協議により、障害者歯科診療所は新センターの新築建物の中に設置しないことになりましたが、別の場所での設置を検討しております。

また、設置には財源も必要となります。そこで障害者の給付金などの代替え事業として、設置の検討を進めていきたいと考えております。

(会長) 障害者歯科診療所にはどんな設備が必要なのですか。

(委員) 診療所には一定のスペースが必要であり、セッティングに時間を要しますので、治療を準備するまでに1台だけの治療イスではなく、最低でも2台が必要です。配管などの専門的な設備も必要です。新センター新築の際が一番のチャンスだと思い、障害者歯科診療所の設置を提案させていただきました。

(会長) 障害者の課題の案件では施策推進協議会ですが、社会福祉審議会としても泉州地域に障害者歯科診療所がないという大きな課題があることも確認しておきたいと思います。

他にございますか。

- (委員) 障害者歯科診療所の障害者とは三障害（身体障害、知的障害、精神障害）ということでしょうか。
- (委員) お見込みの通りです。
- (委員) 新しいセンターが建設されるということで、ソフトの検討をする中で、団体や個人のボランティアがいると思いますが、ボランティア活動の経験により感じたことは、ボランティアセンターを支援するボランティア、またボランティア活動をされている団体を支援するボランティアが必要であるということです。ボランティア活動をされている団体の方はボランティアに頭がいっぱいで、経済的な面やPR活動などが手薄になっています。社協のボランティアセンターではPR活動などを自分たちで行うための研修をしていただいております。しかし、それを実践しますと本来のボランティア活動に力が入らなくなりますので、ボランティア活動が活発になり、ボランティアセンターも活動的になった後にボランティアセンターを支援するボランティア、ボランティア活動をされている団体を支援するボランティアという考えを持っておかないと今後はボランティア活動を拡大することはできないのではないかと思います。ある程度の余暇時間をお持ちの高齢者などの背中を押すシステムのようなものや、その環境づくり、体制づくりを今後お願いしたいと思います。
- (委員) ボランティアと協働する中でボランティアに責任を負わせるということが問題となります。新センターには市民活動サポートセンターが設置されることになっていますが、この課題も新センター新築工事と同時並行で考えていかなければならないと認識しています。今後、この市民活動サポートセンターの運営はどのようにお考えですか。
- (事務局) 市民活動をされている方の力は非常に重要性を増しております。協働という観点からももちろんです。その中でボランティアセンターとも一体となった市民活動サポートセンターを設置しますが、その点に関してましては、別の課が担当しており、設置については担当課と十分協議して進めておりますが、申し訳ございませんが、事業内容などについて我々から説明することはできません。計画通り、ボランティアセンターも市民活動サポートセンターも設置されるということを確認し、新築工事を進めております。
- (委員) 今後はボランティアの担い手が減り、人口減少や高齢化の問題を避けることはできません。ボランティアとの協働を単純に職員の仕事の下請け化することは、考え方が違うことだと思います。市民活動サポートセンターは、その位置付けを自らが発信していく拠点になると思います。これは市民の側へも課された課題であると思いますので、我々ももっと勉強していかなければならないと思います。行政も学んでいただき一緒につくりあげていくことにより、より良いセンターができると思います。

- (委員) ボランティアセンターに副会長として所属したことがあります。ボランティア活動団体を支援するボランティアが必要との意見もありましたが、無理をしまでボランティアはするものではないと思います。自分の活動時間以外の余った時間でボランティア活動を行った経験上、さほど負担に感じませんでした。先ほどからの話をボランティアの方々にも話をされ、先輩のボランティアに教えていただきながら活動されたら良いのではないかと思います。
- 自分に余暇時間がなければボランティア活動はしなくても良いと思いますし、余暇時間のお持ちの方で助け合ってボランティア活動をすれば良いと思います。そんなに責任を感じず、ボランティア活動されたら良いのではないかと思います。
- (会長) 新センターの2階に市民活動サポートセンターが設置されますが、図面の中ほどに社会福祉協議会の事務所も設置され、社協のボランティアセンターはどこになりますか。
- (事務局) ボランティアセンターは、社会福祉協議会が市民活動サポートセンターと一体となって2階の北テラスの場所に設置されることが決まっております。担当課と協議しております。社会福祉協議会が事務を行う場所は2階の中央テラスの事務所であり、地域福祉の推進を中心的に担っていただくことが確定しております。先ほど説明させていただきました通り、市民活動サポートセンターについての事業内容などを申し上げることはできませんが、我々の認識では今までの経過を踏まえた上で、ボランティアセンターの整備を進めております。
- (会長) ボランティアセンターは社会福祉協議会が行いますが、市民活動サポートセンターはNPOや有料の活動などのもっと幅広い活動となりますので、うまく連携していただきたいと思います。岸和田市では市民との協働を早くから推進していますし、自治基本条例も制定し、理念的にも実践されています。
- その他にご意見、ご質問はありますか。
- 無いようですので、事務局から今後の審議会の予定などをお願いします。
- (事務局) 最重要でありました新福祉総合センターの整備に関しては着工の予定となり、次回、社会福祉審議会で大きな形でご報告させていただくのは、早くても平成28年度の秋以降かと考えておりますが、本日の審議会でもご議論いただきました他の案件もございますので、場合によっては、その前に開催させていただくこともあろうかと思っております。まずは秋以降から年末頃の審議会開催予定となっておりますが、その際は日程などの調整をさせていただき、皆様に案内させていただきます。
- (会長) 今までには新福祉総合センターの整備が主な議事となっていましたが、今後はその他幅広く社会福祉について審議していくとのことなので、よろしくお祈いします。

それでは平成27年度第2回社会福祉審議会を終了します。

以上